

身体等に障害のある方・身体等に
障害のある方のために生計を
一にする方等が利用する自動車の

自動車税・自動車取得税

課税免除等のしおり

鳥 取 県

身体等に障害のある方の 課 税 免 除

《課税免除の要件》

身体（知的・精神）障害があり、一定の要件に該当する場合は、自動車税と自動車取得税が課税免除される制度があります。

その取扱いは、次のとおりです。

身体障害のある方が運転する場合

1 障害の範囲について

課税免除が受けられる方の範囲は、5ページの表のとおりです。

2 自動車の所有者について

身体障害のある方が、自動車の所有者であることが必要です。

[自動車検査証の所有者欄（売主が所有権を留保している場合には使用者欄）に記載されている必要があります。]

3 すでに課税免除を受けている方について（該当者のみ）

課税免除が受けられる自動車（軽自動車を含む。）は、1人について1台限りです。

したがって、新車に買い替えたときなど課税免除を受ける自動車を変更しようとする場合には、すでに課税免除を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）を課税免除の申請時までに行ってください。

4 運転免許証に「免許の条件」が付されている方について（該当者のみ）

免許の条件（総重量制限、構造変更等）に適合する自動車についてのみ、課税免除が受けられます。

- 自動車検査証に「事業用」と記載されている自動車は、課税免除が受けられません。
- 軽自動車税は市町村税ですので、市役所又は町村役場で減免等の手続きを行ってください。

身体（知的・精神）障害のある方のために生計を一にする方又は身体障害者等のみで構成される世帯*の身体（知的・精神）障害のある方のために常時介護する方が運転する場合

*「身体障害者等のみで構成される世帯」とは以下のいずれかをいいます。

- a. 身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という）だけの単身世帯
- b. 身体障害者等と年齢が18歳未満の者のみで構成される世帯
- c. 身体障害者等と身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれか（以下「身体障害者手帳等」という）を有する者（障害の級別・程度は問わない）のみで構成される世帯
- d. 身体障害者等と身体障害者手帳等を有する者（障害の級別・程度は問わない）と年齢が18歳未満の者のみで構成される世帯

1 障害の範囲について

区分	課税免除が受けられる方の範囲
身体障害のある方	6ページの表のとおりです。
知的障害のある方	療育手帳に「A」の表示がある方
精神障害のある方	精神障害者保健福祉手帳に1級の表示がある方

2 自動車の所有者について

区分	自動車検査証の所有者欄（売主が所有権を留保している場合には使用者欄）の名義
身体障害のある方(18歳以上)	本人
身体障害のある方(18歳未満)	生計を一にする方
知的・精神障害のある方	本人又は生計を一にする方

3 すでに課税免除を受けている方について（該当者のみ）

課税免除が受けられる自動車（軽自動車を含む。）は、1人について1台限りです。

したがって、新車に買い替えたときなど、課税免除を受けている自動車を変更しようとする場合には、すでに課税免除を受けている自動車の抹消登録（廃車）又は移転登録（名義変更）を課税免除の申請時までに行ってください。

《申請の手続》

自動車を新たに登録するときや、自動車検査証の名義を変更登録するとき、又は他県ナンバーから鳥取県ナンバーに変更登録するときに、自動車税・自動車取得税の課税免除を申請する場合

申請する場所：鳥取陸運支局内にある自動車税・自動車取得税申告書の受付窓口

申請する時期：課税免除を受けようとする自動車を登録するとき

提出する書類

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を提示とともに、次の書類を提出してください。

[身体障害のある方が運転する場合]

- (1) 自動車税・自動車取得税の申告(報告)書 …… この場合、自動車税・自動車取得税を納付する必要はありません。
- (2) 自動車税・自動車取得税の課税免除申請書
- (3) 運転免許証の写し（裏面も必要）
- (4) すでに課税免除を受けている場合には、抹消又は移転登録した自動車検査証の写し

[身体(知的・精神)障害のある方のために生計を一にする方又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体(知的・精神)障害のある方のために常時介護する方が運転する場合]

上記(1)～(4)のほかに次の書類も必要です。

- (5) 身体(知的・精神)障害のある方と自動車の運転者が生計を一にすることについての証明書（以下「生計同一証明書」という。）又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体(知的・精神)障害のある方と自動車の運転者が常時介護することについての証明書（以下「常時介護証明書」という。）

*この証明書は、福祉事務所若しくは福祉事務所を設置しない町村、戦傷病者の援護事務を処理する機関又は保健所の長（以下「福祉事務所等の長」という。）が発行するものです。（⇒9ページ参照）

- (6) 自動車の使用目的を証明する書類（精神障害者で福祉事務所等の長の生計同一証明書又は身体障害者等のみで構成される世帯の精神障害者で福祉事務所等の長の常時介護証明書の交付を受けた方を除く。）

ア 通学：学校の長が発行する通学証明書

イ 通院：医師が発行する通院証明書（通院回数と通院期間を明記したもの）

ウ 通所：施設等の長が発行する通所証明書

エ 生業：源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書その他生業の事実を証明する書類

課税免除が受けられる自動車は、身体(知的・精神)障害のある方が通学・通院・通所・生業のために使用されるものに限られます。このうち、通院に自動車を使用する場合、通院回数は週1回又は月4回以上でなければなりません。

納税通知書によって納める自動車税（毎年5月に課税）の 課税免除を申請する場合

課税免除の申請は毎年しなければなりません。課税免除を受けようとする自動車が前年度と同じ方は、次の書類を提出してください。

申請する場所：課税免除を受けようとする自動車の主たる定置場を管轄する県税事務所
(⇒ 9ページ参照)

申請する期限：自動車税の納期限の7日前まで（ただし、提出期限が過ぎたあとは、申請された翌月から月割で自動車税が課税免除されます。）

提出する書類

[身体障害のある方が運転する場合]

(1) 自動車税の課税免除申請書（継続用）

* 継続申請に該当すると見込まれる方には、県税事務所から自動車税課税免除申請書（継続用）のハガキを2～3月頃にお届けします。課税免除の要件を満たしている場合には、その申請書（ハガキ）を管轄する県税事務所に返送してください。

[身体（知的・精神）障害のある方のために生計を一にする方又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体（知的・精神）障害のある方のために常時介護する方が運転する場合]

上記(1)のほかに次の書類も併せて提出してください。

(2) 世帯全員の住民票又は保険証の写し（生計を一にする方が運転する場合）

* ただし、次の場合には住民票等に代えて生計同一証明書を提出してください。

ア 身体障害者と運転者が同一世帯でない場合

イ 運転者が変更された場合

ウ 精神障害者について申請する場合

(3) 常時介護証明書（常時介護する方が運転する場合）

(4) 自動車の使用目的を証明する書類（精神障害者で福祉事務所等の長の生計同一証明書または身体障害者等のみで構成される世帯の精神障害者で福祉事務所等の長の常時介護証明書の交付を受けた方を除く。）

3ページ(6)のア～エのうち該当する書類

(5) 運転者が変更になった場合には、新たな運転者の運転免許証の写し（裏面も必要）

新たに身体障害者手帳等の交付を受けたこと等により、現在所有している自動車について初めて申請する場合

申請する場所：課税免除を受けようとする自動車の主たる定置場を管轄する県税事務所
(⇒ 9ページ参照)

申請する時期：申請された翌月から月割で課税免除されます。

提出する書類：3ページに記載されている(2)・(3)・(5)・(6)の書類（[身体障害のある方が運転する場合] は、(2)・(3)の書類のみ）

身体障害のある方の課税

身体障害のある方が運転する場合

ア 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○			
音声機能障害			○*			
上肢不自由	○	○				
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	○	○				
	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○		○	○		
じん臓機能障害	○		○	○		
呼吸器機能障害	○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○	○		
小腸の機能障害	○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○			

※ 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る（身体障害者手帳に喉頭摘出によるという記載がない場合は、福祉事務所長の証明書を提出してください。）

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害	○	○	○	○	○					
聴覚障害	○	○	○	○	○					
平衡機能障害	○	○	○	○	○					
音声機能障害	○*	○*	○*							
上肢不自由	○	○	○	○						
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○	○	○	○						
じん臓機能障害	○	○	○	○						
呼吸器機能障害	○	○	○	○						
ぼうこう又は直腸の機能障害	○	○	○	○						
小腸の機能障害	○	○	○	○						

免除の対象となる障害の範囲

身体障害のある方のために生計を一にする方又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害のある方のために常時介護する方が運転する場合

ア 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○		
聴覚障害		○	○			
平衡機能障害			○			
上肢不自由	○	○				
下肢不自由	○	○	○			
体幹不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	○	○				
	○	○	○			
心臓機能障害	○		○	○		
じん臓機能障害	○		○	○		
呼吸器機能障害	○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障害	○		○	○		
小腸の機能障害	○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○			

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害	○	○	○	○	○					
聴覚障害	○	○	○	○	○					
平衡機能障害	○	○	○	○	○					
上肢不自由	○	○	○	○						
下肢不自由	○	○	○	○						
体幹不自由	○	○	○	○	○					
心臓機能障害	○	○	○	○						
じん臓機能障害	○	○	○	○						
呼吸器機能障害	○	○	○	○						
ぼうこう又は直腸の機能障害	○	○	○	○						
小腸の機能障害	○	○	○	○						

身体等に障害のある方が利用する自動車の 課 稅 免 除 等

《課税免除等の要件》

身体等に障害のある方が利用する自動車等について、次の要件に該当する場合は、自動車税・自動車取得税が課税免除又は自動車取得税が減額される制度があります。

その取扱いは、次のとおりです。

1 自動車税・自動車取得税の課税免除

身体等に障害のある方が専ら利用するため、例えば車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着する等、特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車

なお、自家用、営業用の別は問いません。

2 自動車取得税の減額

(1) 身体等に障害がある方が利用するため、課税免除の要件と同様の特別の仕様により製造された自動車又は同種の構造変更が加えられた自動車で身体等に障害がある方以外の者にも利用される自動車

なお、自家用、営業用の別は問いません。

(2) 専ら身体等に障害がある方が運転するために運転装置、制御装置等の特別の仕様により製造された自動車又は運転装置、制御装置等に構造変更が加えられた自動車で、タクシー等の用途に使用される営業用自動車

(3) 減額となる額は、当該自動車の取得価額のうち、車椅子の固定装置又は運転装置等の特別の仕様又は構造変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額です。

《申請の手続》

自動車を新たに登録するときや、自動車検査証の名義を変更登録するとき、また、他県ナンバーから鳥取県ナンバーに変更登録するときに、自動車税・自動車取得税の課税免除又は自動車取得税の減額を申請する場合

申請する場所：鳥取陸運支局内にある自動車税・自動車取得税申告書の受付窓口

申請する時期：課税免除を受けようとする自動車を登録するとき

提出する書類

(1) 自動車税・自動車取得税の申告(報告)書

…課税免除の場合は自動車税・自動車取得税を、減額の場合は構造変更等に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を納付する必要はありません。

(2) 自動車税課税免除申請書

(3) 自動車取得税課税免除（減額）申請書

(4) 特別な仕様により製造された自動車の価額を証する書類（課税免除の場合）

(5) 構造変更に要した価額を証する書類（減額の場合）

(6) 自動車検査証の写し（後日でも可）

(7) 事実を証する写真（後日でも可）

納税通知書によって納める自動車税（毎年5月に課税）の課税免除等を申請する場合

課税免除の申請は毎年しなければなりません。課税免除を受けようとする自動車が前年度と同じ方は、次の書類を提出してください。

申請する場所：課税免除を受けようとする自動車の定置場を管轄する県税事務所
(⇒ 9ページ参照)

申請する期限：自動車税の納期限の7日前まで（ただし、提出期限が過ぎたあとは、申請された翌月から月割で自動車税が課税免除されます。）

提出する書類：自動車税課税免除申請書

課税免除について不明な点がありましたら、お近くの県税事務所または県庁税務課へお問い合わせください。

県税事務所等一覧

名 称	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地	管轄区域
鳥取県東部県税事務所 収税課自動車税係	(0857) 20-3511 20-3512 20-3513	680-0061	鳥取市立川町 六丁目176 (東部総合事務所)	鳥取市 岩美郡 八頭郡 気高郡
鳥取県中部県税事務所 収税課自動車税係	(0858) 23-3107	682-0802	倉吉市東巖城町2 (中部総合事務所)	倉吉市 東伯郡
鳥取県西部 県税事務所	収 税 課 自動車税係	(0859) 31-9618 31-9619 31-9620	683-0054	米子市糀町 一丁目160 (西部総合事務所)
	日 野 支 所	(0859) 72-2086	689-4503	日野郡日野町 根雨730 (日野総合事務所)
県 庁 税 务 課 課 稅 係	(0857) 26-7053	680-8570	鳥取市東町 一丁目220	

生計同一証明書または常時介護証明書の発行機関一覧

	対 象 者	発 行 機 関
市 在 住 者	身体障害者手帳をお持ちの方	市 福 祉 事 務 所
	療育手帳をお持ちの方	
町 村 在 住 者	身体障害者手帳をお持ちの方(18歳以上)	町 村 役 場
	身体障害者手帳をお持ちの方(18歳未満)	日 野 総 合 事 務 所 福 祉 保 健 局 (日 野 福 祉 事 務 所) 及 び 県 健 康 福 祉 セン ター 福 祉 部 (福 祉 事 務 所)
	療育手帳をお持ちの方	
市 町 村 在 住 者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	日 野 総 合 事 務 所 福 祉 保 健 局 (日 野 保 健 所) 及 び 県 健 康 福 祉 セン ター 保 健 環 境 部 (保 健 所)
	戦傷病者手帳をお持ちの方	県 庁 福 祉 保 健 課

(平成14年度版)